

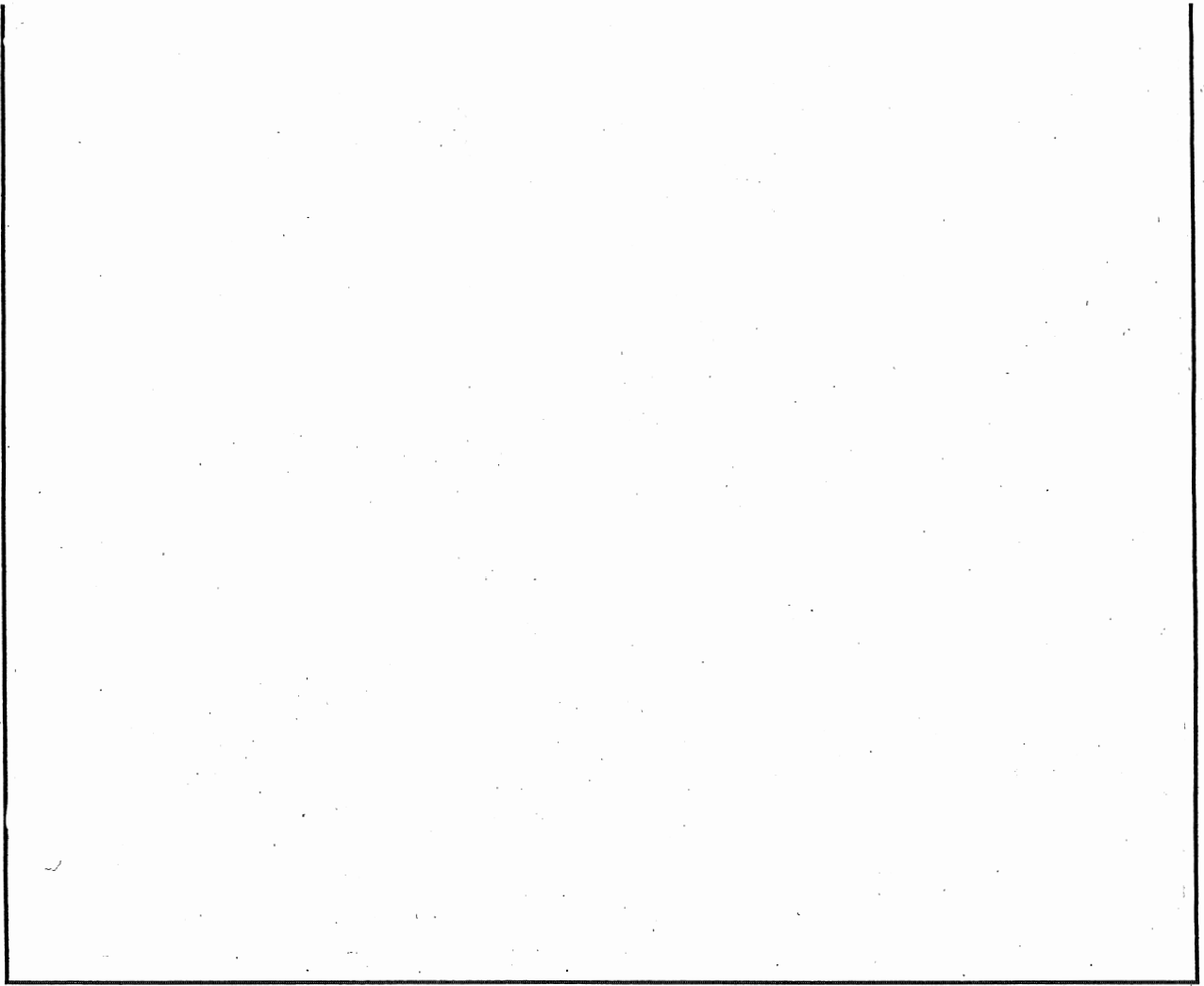
<p>公安委員会 説明資料No. <b>1</b></p>	<p>三代目狭道会、太州会及び浪川睦会 の指定の確認について</p>	<p>平成26年2月13日 企画分析課</p>
<p><b>1 指定の確認の概要</b></p> <p>平成25年12月5日に広島県公安委員会及び福岡県公安委員会から、平成26年1月16日に福岡県公安委員会から、以下の暴力団に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。</p> <p>(1) 三代目狭道会（主たる事務所:広島県、代表する者:<sup>わたなべのぞむ</sup>渡邊望、構成員:約130人）</p> <p>(2) 太州会（主たる事務所:福岡県、代表する者:<sup>ひだかひろし</sup>日高博、構成員:約160人）</p> <p>(3) 浪川睦会（主たる事務所:福岡県、代表する者:<sup>ぼくまさひろ</sup>朴政浩、構成員:約290人）</p> <p><b>2 指定の要件に該当すると認める理由</b></p> <p>(1) <b>実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性</b></p> <p>以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。</p> <p>ア 威力を利用した資金獲得活動</p> <p>前回の指定の効力発生日以降も、各団体の暴力団員は、各団体の威力を利用して資金獲得活動を行っており、多数の者が恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。</p> <p>イ 審査専門委員の意見</p> <p>いずれの審査専門委員からも、各団体は実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。</p> <p>(2) <b>犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性</b></p> <p>各団体の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。</p> <p>(3) <b>階層組織性要件（同条第3号）該当性</b></p> <p>各団体は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。</p> <p><b>3 今後の予定</b></p> <p>(1) 2月13日 国家公安委員会による確認 広島県及び福岡県の公安委員会へ確認結果通知書を送付</p> <p>(2) 2月24日 官報公示、各団体へ指定通知書を送達</p> <p>(3) 2月28日 浪川睦会の指定の効力発生 3月4日 三代目狭道会及び太州会の指定の効力発生</p>		

公安委員会  
説明資料No. 2

警察庁長官に対する異議申立てに係る  
決定及び開示請求に係る決定について  
(行政機関情報公開法関係)

平成26年2月13日  
総務課

(略)



## 1 人身取引事犯の検挙状況等

- 検挙件数：25件(前年比-19件、-43.2%)
- 検挙人員：37人(前年比-17人、-31.5%)
- 被害者：17人(前年比-10人、-37.0%)

【人身取引事犯検挙一覧表（統計を取り始めた平成13年からの推移）】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	計
検挙件数	64	44	51	79	81	72	40	36	28	19	25	44	25	608
検挙人員	40	28	41	58	83	78	41	33	24	24	33	54	37	574
ブローカー	9	7	8	23	26	24	11	7	6	3	6	6	10	146
被害者総数	65	55	83	77	117	58	43	36	17	37	25	27	17	657

## (1) 被疑者の状況（資料の「1」）

- 日本人が30人(81.1%)で最も多く、前年比1.5ポイント増加。
- 男性25人(67.6%)、女性12人(32.4%)で、前年とほぼ同じ。
- 風俗店等関係者とブローカーで約半数(19人、51.4%)。

## (2) 被害者の状況（資料の「2」）

- 被害者は全て女性で、年齢は30歳以下が14人(82.4%)。
- 日本人が10人(58.8%)で最も多く、前年比18.1ポイント増加。
- 外国人は7人で、うち6人がタイ人。
- 外国人の在留資格は、短期滞在3人、日本人配偶者と人文知識・国際業務が各2人で、日本人配偶者が前年比7人(-77.8%)減少。
- 被害の形態は、売春等の性的被害が15人(88.2%)、ホステスとしての稼働が2人(11.8%)。

## 2 検挙事例

## (1) スカウトグループによる組織的な職業安定法違反等事件及び人身取引事犯の解明(大阪府、H25.1~9)

スカウトした日本人女性を性風俗店等に斡旋し、紹介料を得ていたグループのリーダー等を職業安定法違反、売春防止法違反等で逮捕するとともに、被害女性(10代、20代)に違法に金銭を貸し付け、その返済のために売春を強要していた人身取引事犯を解明。

## (2) タイ人女性被害に係る人身売買事件(長野県、H25.9~10)

多額の借金を負わされスナックで売春を強要されていたタイ人女性(30代)を保護し、同店のタイ人女性経営者に被害女性を売り渡したタイ人女性と買い受けたタイ人女性経営者を人身売買罪で逮捕。

## 3 今後の対策

- (1) 国内外の人身取引事犯の実態解明
- (2) 人身取引被害者の的確な保護及び保護機関との連携
- (3) 人身取引事犯の取締りの徹底

## 1 協定実施法案の主な内容

### (1) 趣旨

平成26年2月7日に署名された「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（日・米重大犯罪防止対処協定※）を実施するための必要な事項を定めるもの。

※ 日・米重大犯罪防止対処協定は、査証免除制度の下での安全な国際的渡航を円滑化し、及び両国の国民の安全を強化するため、必要な指紋情報等を交換する枠組みを定めたもの

### (2) 合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置

警察庁長官は、合衆国連絡部局から、重大な犯罪に関与している具体的な疑いのある者に係る指紋情報の記録の有無の照会を受けたときは、それが協定の実施のための照合システム（以下「システム」という。）に記録されているか否か、記録されている場合にはその指紋情報を自動的にオンラインで回答する。

### (3) 追加の情報の提供の要請を受けた場合の措置

警察庁長官は、(2)の照会に対し、指紋情報がシステムに記録されている旨を回答した場合において、合衆国連絡部局から、追加の情報の提供の要請を受けたときは、当該要請があった時にシステムに記録されている情報（氏名、生年月日、犯罪経歴等、法律に列挙されたものに限定）であって、当該要請の目的に照らして必要かつ適当であると認められるものを提供することができる。

### (4) 情報の適切な管理のための措置

警察庁長官は、システムに記録された指紋情報等の漏えいの防止等のために、システムに係るアクセス制御機能の高度化その他の必要な措置を講ずる。

### (5) 外務大臣の措置

外務大臣は、必要に応じ、アメリカ合衆国政府と協議する。

### (6) 関係行政機関の協力

警察庁長官、法務大臣及び外務大臣は、相互に協力する。

## 2 今後の予定

21日（金） 閣議請議（外務省と共同請議）

25日（火） 閣議

1 死体取扱数

16万9,047体（前年比 -4,786体（-2.8%））

- 犯罪死体 514体（前年比-220体（-30.0%）・死体取扱総数の0.3%）
- 変死体 2万0,339体（前年比-2,383体（-10.5%）・死体取扱総数の12.0%）
- その他の死体 14万8,194体（前年比-2,183体（-1.5%）・死体取扱総数の87.7%）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
死体取扱総数	136,092	148,475	149,239	154,579	161,838	160,858	171,025	173,735	173,833	169,047
犯罪死体	1,528	1,087	927	858	984	811	834	735	734	514
変死体	12,448	12,969	12,747	14,076	15,038	15,731	18,383	20,701	22,722	20,339
その他の死体	122,116	134,419	135,565	139,645	145,816	144,316	151,808	152,299	150,377	148,194

※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。  
※ 交通関係、東日本大震災による死者を除く。

2 検視官の臨場

- 臨場数 10万6,069体（前年比+1万9,734体（+22.9%））
- 臨場率 62.7%（前年比+13ポイント）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
検視官臨場数(体)	16,221	17,485	16,756	18,322	22,780	32,676	47,522	63,626	86,335	106,069
検視官臨場率(%)	11.9	11.8	11.2	11.9	14.1	20.3	27.8	36.6	49.7	62.7
検視官数(人)	136	136	144	147	160	196	221	268	304	333
補助者数(人)		128	135	143	169	317	358	450	520	568

※ 平成16年の補助者数については、把握していない。

3 司法解剖数及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の施行状況

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
司法解剖数	4,969	4,942	5,524	5,901	6,285	6,569	8,014	7,971	8,520	8,356
死因・身元調査法※										
第5条検査数										64,341
第6条解剖数										1,418

※ 死因・身元調査法に基づく検査数及び解剖数は平成25年4月から12月までの間の数。

<参考>

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
その他の解剖数	7,904	8,628	8,518	8,824	9,431	9,615	11,069	11,205	10,698	9,262

※ 警察が取り扱った死体のうち、司法解剖以外（平成25年は司法解剖及び死因・身元調査法に基づく解剖以外）の解剖が行われたもの（警察で把握しているものに限る。）の数。

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
解剖率(%)	9.5	9.1	9.4	9.5	9.7	10.1	11.2	11.0	11.1	11.3

※ 警察が取り扱った死体のうち、司法解剖及びその他の解剖が行われたもの（警察で把握しているもの限り、平成25年は、死因・身元調査法に基づく解剖が行われたものも含む。）の割合。

### 1 開催の経緯及び目的

警察庁のODA事業として平成7年から開催。各国が薬物情勢及び捜査手法等に関する討議を行い、相互協力体制を強化。

### 2 会期及び会場

平成26年2月18日（火）から2月20日（木）までの間  
東京プリンスホテル（東京都港区）

### 3 会議テーマ

- ・ ATS（アンフェタミン系覚醒剤）密輸・密売及び国際的な薬物犯罪組織との闘い
  - ・ 若者に対する薬物乱用防止対策
- ※ ATSは、メタンフェタミン（我が国で乱用されている覚醒剤）やMDMAを含む化学的に合成された薬物の総称。

### 4 参加予定国等（29か国・2地域・2国際機関）

- ・ **アジア太平洋地域**  
インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、ニュージーランド、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、香港、マカオ
- ・ **米州地域**  
米国、メキシコ
- ・ **欧州地域**  
イギリス、オランダ、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ルーマニア、ロシア
- ・ **中近東地域**  
アラブ首長国連邦、イラン
- ・ **アフリカ地域**  
ケニア、ナイジェリア、南アフリカ
- ・ **国際機関**  
UNODC（国連薬物犯罪事務所）、ICPO（国際刑事警察機構）

### 5 日本側参加者

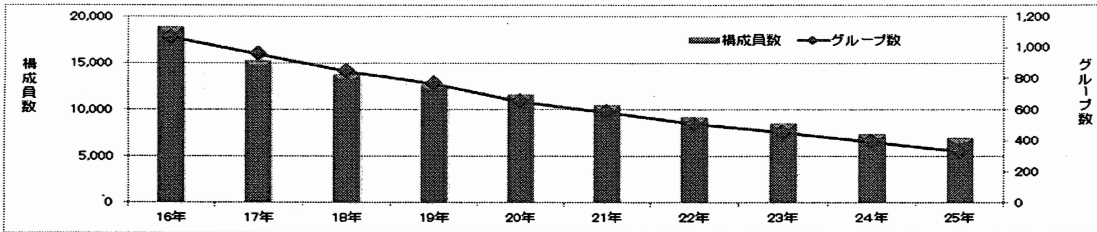
- ・ 警察庁長官、組織犯罪対策部長、薬物銃器対策課長等
- ・ 関係都道府県警察の薬物取締担当課長等

## 1 暴走族の動向

### (1) 実態

暴走族のグループ数及び構成員数は、減少傾向が継続

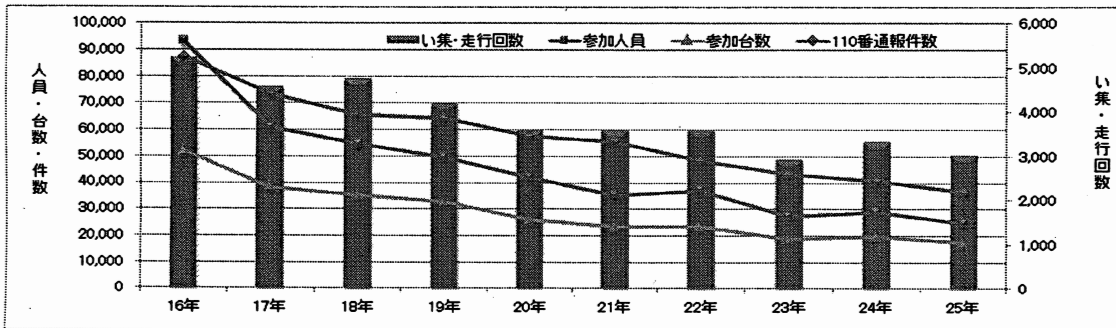
区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比増減数・率	
グループ数	583	507	452	392	327	-65	-16.6%
構成員数	10,454	9,064	8,509	7,297	6,933	-364	-5.0%



### (2) い集・走行回数等

い集・走行回数、参加人員、参加車両台数、110番通報件数はいずれも前年に比べて減少

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減数	増減率(%)
い集・走行回数	3,572	3,566	2,923	3,317	3,011	-306	-9.2
参加人員	35,247	36,961	27,037	28,828	24,508	-4,320	-15.0
参加台数	23,180	23,223	18,572	19,688	17,455	-2,233	-11.3
110番通報件数	55,549	48,284	43,215	40,577	36,360	-4,217	-10.4



## 2 検挙状況

- 各種法令違反による総検挙人員は、減少傾向が継続
- 道路運送車両法違反・刑法犯の検挙人員は、前年と比較し増加

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	増減数	増減率(%)
検挙人員	32,170	30,776	29,312	25,441	19,123	-6,318	-24.8
道路交法(人)	29,534	27,969	26,551	22,774	16,364	-6,410	-28.1
うち騒音関係違反	3,035	3,020	3,451	3,266	2,895	-371	-11.4
うち共同危険行為	2,405	2,008	1,679	1,274	1,194	-80	-6.3
逮捕者数	1,270	1,153	933	727	632	-95	-13.1
検挙件数	278	240	225	165	148	-17	-10.3
道路運送車両法(人)	201	213	165	167	191	24	14.4
刑法(人)	2,165	2,361	2,326	2,282	2,353	71	3.1
その他(人)	270	233	270	218	215	-3	-1.4
うち逮捕者数	2,931	2,701	2,485	2,156	2,037	-119	-5.5

※1 騒音関係違反は、近接排気騒音に係る整備不良、消音器不備、騒音運転等をいう。

※2 その他は、暴力行為等処罰法、毒物劇物取締法、覚せい剤取締法等をいう。

## 3 今後の対策

暴走族のい集・走行回数等は減少しているものの、依然として「悪質なく犯集団」としての性格を維持していることから、道交法のみならず、刑法その他の関係法令を適用した取締りや、施設管理者・道路管理者との連携による暴走族をい集させない、走らせない対策を推進していく。



公安委員会	東京マラソン2014	平成26年2月13日
説明資料No.8	開催に伴う警察措置について	警備課 交通規制課

## 1 大会概要

### (1) 主催等

主催 一般財団法人東京マラソン財団

共催 公益財団法人日本陸上競技連盟、東京都等

### (2) 日時

平成26年2月23日（日）午前9時5分 車いすスタート

午前9時10分 マラソン及び10kmスタート

### (3) 参加人員

約3万6,000人（マラソンの部約3万5,500人、10キロの部約500人）

## 2 警察の体制

警視庁副総監を長とする「総合対策本部」を設置して指揮体制を確立するとともに、機動隊、管轄警察署員等所要の警察官を動員して警戒警備にあたる。

## 3 主な対策

### (1) 自主警備

- ア ゲート式金属探知器、ハンディ型金属探知器を活用したセキュリティチェック
- イ 自主警備員の増強配置

### (2) 警察措置

#### ア 警備対策

- 警備態勢の強化
  - ・ 前夜警戒の実施
  - ・ スタート、フィニッシュ地点等における警察官の増強配置
  - ・ 爆発物探知犬、爆発物処理班の増強配置
  - ・ 沿道を含めた所要の箇所へのカメラ設置による警戒強化
- コース沿道対策の強化
  - ・ 沿道に所在する施設等への管理者対策の徹底
  - ・ 官民一体となったテロ対策の推進
  - ・ 沿道及び直近の全交番開所による警戒強化

#### イ 交通対策

- 交通規制等
  - ・ 車両通行止め等（マラソンコース等）
  - ・ 首都高速道路出入口の一部閉鎖（新宿入口等10か所）
  - ・ コース外周の交差点における信号調整
- 事前広報

警視庁ホームページ、大会公式ホームページ、チラシ、横断幕、立看板、テレビ・ラジオ放送等による交通規制情報の発信